

公 表

地域保健法施行令第4条第2項に定める医師以外の職員の保健所長
資格に係る本院が行う別表2に掲げる出題範囲の試験とその具体的な
試験範囲について

厚生労働省健康局長から発出された、「地域保健法施行令第4条に定める
保健所長の資格について」(平成21年3月31日付け健発第 0331041 号厚生
労働省健康局長通知)において示された標記試験につきまして、令和8年度
に実施する具体的な試験範囲を別紙のとおり公表いたします。

試験は、多肢選択式(医師国家試験問題程度)及び小論文で行う筆記試験
と面接試験により実施することとし、今年度は令和8年11月24日(火)を予定
しております。

令和8年9月

【本件に関するお問合せ先】

国立保健医療科学院

総務部研修・業務課 山田

Tel : 048-458-6185(直通)

E-mail : yamada.y.aa@niph.go.jp

令和8年度に国立保健医療科学院が行う別表2に掲げる
出題範囲の試験とその具体的な試験範囲

出題範囲	具体的な試験範囲
1 公衆衛生行政に必要な概念、制度、法規、施策及び組織等に関する事項	[医の倫理] [患者の権利と義務] [診療情報と諸証明書] [医療の質と安全の確保] [終末期ケア] [チーム医療と多職種連携] [健康・疾病・障害の概念と社会環境] [社会保障の概念と制度] [地域保健、地域医療] [国際保健・医療協力] [保健・医療・福祉・介護の仕組み] [保健・医療・福祉・介護関係法規] [保健・医療・福祉・介護の施設と機能]
2 予防や対策等の公衆衛生行政の遂行に必要な疫学、統計の活用等に関する事項	[人口静態] [人口動態] [疾病・障害の分類・統計] [疫学指標] [観察研究] [介入研究]
3 健康危機管理関連業務の遂行に必要な感染症、精神疾患、中毒及び外因による疾患に関する事項	[感染症の疫学と流行状況] [感染対策] [新興・再興・輸入感染症] [精神保健福祉] [食中毒、病害動物による疾患] [アルコールによる障害、薬物依存・中毒] [喫煙による障害] [産業中毒とその他の職業性疾患] [物理的原因・生活環境因子による障害]
4 健康増進関連業務の遂行に必要な生活習慣病(悪性新生物、脳血管疾患、心疾患及び糖尿病)及び関連疾患に関する事項	[腫瘍の病因] [主要部位の悪性新生物] [虚血性心疾患] [肥満、メタボリックシンドローム] [生活習慣とリスク] [内分泌、代謝、栄養] [高血圧、糖尿病、脂質異常症] [脳出血、くも膜下出血、脳梗塞]
5 その他、公衆衛生行政の遂行(特定疾患、小児慢性疾患等の申請を含む。)に必要な疾患に関する事項	[胎児・新生児の異常] [認知症] [小腸・結腸疾患] [神経変性・代謝性・脱髄疾患] [末梢神経・神経筋接合部・筋疾患] [アレルギー性疾患] [膠原病と類縁疾患]